# 不公正取引行為等報告・通報事案の処理の流れ

**報告義務**

不公正な取引行為を
**「受けた役職員等」**
からの報告

役員　職員等

**通　報**

不公正な取引行為がなされたことを知った者（外部者を含む）からの通報

官製談合行為（その疑いを含む）を知った者（外部者を含む）からの通報

通報受領通知

報告・通報受領者：　人材開発部長

報告

報告

【入札談合が含まれる場合】通達「通報に関する運用要領」に基づき移送

理　事　長

副理事長・人材開発担当理事・監事

契約審査委員会
（契約部）

調査命令

「談合情報に関する対応要領」
（20契（通達）第1号）に基づき対応

**人材開発担当理事による調査**

◆関係業務統括理事と連携の上、人材開発部長に指示して調査を実施
（入札談合情報の場合、契約部長が定めるところにより並行して調査を実施）
◆人材開発部長は、関係する組織の長と連携して調査を実施
◆関係業務統括理事と連携の上、必要に応じ、人材開発部長に指示して改善策・是正策を立案
◆調査結果を踏まえ、関係業務統括理事と連携の上、人材開発部長に指示して改善策・是正策を立案

調査結果、改善策・是正策報告

理　事　長

副理事長・監事

人材開発部長から
通報者への結果通知